

## 福島県公立大学法人評価委員会運営要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、福島県公立大学法人評価委員会条例（平成17年福島県条例第17号）第8条に基づき、福島県公立大学法人評価委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

### (部会)

第2条 委員会に設置する部会は、福島県立医科大学部会、会津大学部会とする。

### (文書による意見の開陳等)

第3条 委員は、会議、部会に出席できない場合であっても、会議にあっては委員長の許可を、また部会にあっては部会長の許可を受けたときは、会議、部会において文書によりその意見を開陳し、又は議決に加わることができる。

2 前項の規定により会議、部会においてその意見を開陳し、又は議決に加わる場合には当該委員の出席があったものとみなす。

### (会議の公開)

第4条 委員会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員会において非公開とすることが適当であると認める案件については、委員長が委員会に諮って非公開とすることができる。

### (傍聴人に対する指示)

第5条 委員長は、傍聴人が会議の進行を妨害する行為をしたと認めたときは、傍聴人に対し、退場を命じることができる。

### (庶務)

第6条 委員会に関する庶務は、総務部文書管財総室公立大学法人室があたる。

### (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成17年5月30日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。